ポイント2 標識の掲示義務について

改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。

喫煙専用室に関する標識

「施設」の出入口に貼るもの

「喫煙室」の出入口に貼るもの

加熱式たばこ専用喫煙室に関する標識

「施設」の出入口に貼るもの

「喫煙室」の出入口に貼るもの

その他の標識の一覧

喫煙可能室に関する標識

施設の一部に喫煙室がある場合

施設全体が喫煙室である場合

喫煙目的室に関する標識（たばこ販売店）

施設の一部に喫煙室がある場合

施設全体が喫煙室である場合

喫煙目的室に関する標識（公衆喫煙所）

喫煙目的室に関する標識（喫煙を主目的とするバー、スナック等）

施設の一部に喫煙室がある場合

施設全体が喫煙室である場合

その他の標識

ポイント3 その他の改正法ポイント

20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは立入禁止に

喫煙可能エリアへの20歳未満立入禁止の表示

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙室へは立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。

喫煙室のある施設における従業員への対策

改正法では、各施設の管理権原者等に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずることを努力義務として設けています。また、労働安全衛生法においては、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課しています。2つの法律の規定により事業者が実施すべき事項をまとめたガイドラインが策定されています。このガイドラインを参考に、施設ごとの実情に応じた受動喫煙対策を進めましょう。

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

改正法によって、違反者には、罰則の適用（過料）が課せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△※2	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	－	○（50万円以下）
施設等の管理権原者 ※1を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する	喫煙器具・設備等の撤去等※1	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	－	○（50万円以下）
	施設標識の除去	○	－	○（30万円以下）
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	－	○（20万円以下）
	立入検査への対応※1	－	－	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止※1	○	－	－
	広告・宣伝※1（喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）	○	－	－

※2喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にまず見られない場合に、命令がなされます。